

簿記検定団体試験施行申請基準

制定（令和３年７月２８日）

「簿記検定団体試験」の施行申請については、下記に定める条件をすべて満たし、熊本商工会議所が適切と認めた団体(申請機関)とする。

■団体(申請機関)の条件

- (１) 申請機関内における自社の社員ならびに自校の学生等を教育するための施設や教育を担当する部署を有する企業、国・公立学校、職業訓練校等、学校法人、専修学校、各種学校・塾であること。(以下、申込団体)
- (２) 商工会議所の事業活動に賛同していただくこと。
- (３) 熊本商工会議所会員であること。(国・公立学校は除く)
- (４) 試験会場は申込団体が熊本市内に準備すること。
- (５) 試験会場は消防法に基づく消防設備を有していること。
- (６) 試験施行に係る経費(会場費・備品貸出費・人件費等)について全額負担すること。※商工会議所は費用を一切負担いたしません。
- (７) １回の受験者数が１０名以上であること。(２級と３級の合計でも可)

※申込団体にて２級・３級両方の試験を希望される場合、試験施行は、同一会場・同時施行となります。

※１回の受験者数が１０名を満たない場合は別途ご相談下さい。

- (８) 受験者数に応じて試験会場に試験委員を１名以上配備すること。

※試験委員には当日の本人確認及び試験監督を行っていただきます。

※原則として受験者３０名毎に申込団体から試験委員を１名選任

受験者３０名以下 申込団体様から試験委員を１名選任

受験者３１名～６０名 申込団体様から試験委員を２名選任

これ以降は、受験者数に応じた増員をお願いします。

※２教室以上での施行を希望される場合は、別途、試験委員を選任いただく必要があります。

団体試験方式の施行について（簿記２級・３級のみ）

施行手順	STEP1：試験施行希望日の２ヶ月前までに施行申込書を提出（申込団体） ・商工会議所と協議の上、試験日時を決定 STEP2：受験申込のとりまとめ（申込団体） ・受験料を徴収し、受験者情報（氏名、フリガナ、生年月日、受験級）をCSVファイルで作成 STEP3：団体試験システムへ登録・アップロード、受験料の振込（申込団体） ・試験日の<u>１５日前まで（土日祝日を除く）</u>に申込団体様が申込団体の情報を登録、受験者情報のアップロードを完了し、受験料を商工会議所の指定口座へ振込む ※アップロードした情報はそのまま合格証書に反映されます。合格証書は外字には対応しておりません。また、アップロード完了後の修正はできませんので、誤字等がないようご注意ください。 STEP4：試験実施（申込団体・熊本商工会議所） ・商工会議所職員と連携して、施行する
対象級	簿記検定試験２級・３級（※団体試験は、併願受験には対応しておりません。）
受験者数	１回の受験者数が<u>１０名</u>以上（２級と３級の合計でも可） ※１回の受験者数が１０名を満たない場合は別途ご相談下さい。
試験方式	ペーパー方式 ※問題用紙・答案用紙・計算用紙（冊子形式）は全て回収
試験日時	施行申込書提出後、商工会議所と協議のうえ決定 ※原則として平日のみの施行で、<u>試験開始時刻</u>は以下のとおり。 午前：１０：００～１１：００の間 午後：１３：３０～１５：００の間 ※統一試験の前後については休止期間が設けられておりますので、試験施行はできません。 詳細な日程は日本商工会議所のホームページでご確認いただくか、当所へお問合せください。
試験会場	申込団体様をご準備ください。 ※試験会場は熊本市内に限ります。 ※会場費・備品貸出費等、試験施行に係る費用は申込団体様の全額負担が実施条件です。 ※商工会議所は費用を一切負担いたしません。
試験委員	試験委員は当日の本人確認及び試験監督を行っていただきます。原則として商工会議所職員を１名派遣します。<u>申込団体様は受験者数に応じて、試験委員を１名以上選任</u>いただきます。 受験者３０名以下 申込団体様から試験委員を１名選任 受験者３１名～６０名 申込団体様から試験委員を２名選任 これ以降は、受験者数に応じて増員をお願いします。 ※２教室以上での施行を希望される場合は、別途、試験委員を選任いただく必要があります。
受験料	２級：５，５００円 ３級：３，３００円
試験時間	２級：９０分 ３級：６０分
受験票	<u>商工会議所では受験票を発行致しません。</u> 必要に応じて申込団体様でご準備ください。
座席表	<u>商工会議所では準備致しません。</u> 申込団体様で作成のうえ、事前にご提出ください。（必須）
成績通知	<u>試験日から約２週間後</u> に申込団体のご担当者様宛に成績通知書を発送致します。
合格証書交付	<u>成績通知書発送から約２週間</u>で日本商工会議所から申込団体のご担当者様宛に直送されます。 ※合格証書は外字に対応しておりません。また、合格証書発行後の氏名等の誤り修正はできません。
回数制限	同一団体における当該年度の施行回数は<u>３回</u>を上限とします。 １日当たり１回の施行とし、<u>同日内の複数回施行は致しません。</u> ※施行間隔の制限はありませんが、商工会議所との協議により決定します。

※予約の状況や当所の行事等によりご希望に添えない可能性がありますので、予めご了承ください。

※ご要望等がありましたら別途、ご相談ください。